

## 編集委員会 会議録

会議の名称	第2回 編集委員会（実質的な協議の1回目）
開催日時	平成20年4月24日（木）午後6時30分から8時30分
開催場所	川口市職員会館 会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （委員）池田委員、落合委員、石井（邦）委員、河合委員、森委員、 碓委員、小島委員、木岡委員、堀委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録の取り扱いについて</li> <li>・編集委員会のあり方について</li> <li>・第2回編集委員会、今後の進め方について</li> <li>・副委員長について</li> </ul>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会組織図</li> <li>・各検討部会における条例の枠組み案</li> <li>・今後スケジュール案</li> </ul>
発言内容	<p>編集委員会開催にあたって 〔第1回編集委員会の開催にあたって、立石策定委員会委員長から挨拶があった。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴希望者がいるとのことだが、これを認めてよいか。（委員長）</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">一同異議なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に、本日の配布資料について、事務局から説明願いたい。（委員長）</li> <li>・本日の次第、次が4月10日現在の組織図、そして条例の枠組み案である。</li> <li>・条例の枠組み案は、検討部会では条例に盛り込む項目に加えて、体系についても検討していることから、編集委員会において条例の体系をどのようにするかを検討していただくため、本日の資料には各部会で検討された体系のイメージも含まれている。</li> <li>・最後に、スケジュールについては、現時点で日程が決まっているものを盛り込んでいる。ちなみに、第2回編集委員会については、5月6日（祝）の10時から17時まで、場所は川口緑化センターの会議室で願いたい。また、広報・PIチームも調整部会に諮る企画案を検討するため、6日に会議を予定している。（以上、事務局）</li> </ul>

#### 会議録の取り扱いについて

- ・会議録については、取りまとめ作業を行う日については結果だけを記載するということがよい。(委員長)
- ・作業過程が会議録に残せないのは止むを得ないと思う。しかし、編集委員会で決まったことが調整部会で検討され、部会にも戻されるということから、第三者が見てどのような議論がなされたのか分かるようにしておくことは大切だと思う。
- ・全文を起す必要はないと思うが、意見や議論の経過などは要点筆記(要約)の形で残したほうがよいと思う。
- ・会議録については、結論はしっかりと記録するということがよいと思う。
- ・編集委員会委員長から調整部会へ報告すること、各委員が部会にフィードバックすることを考えると、記録は簡易なものでもいいから作成してほしい。
- ・あんまり簡単な会議録だと、検討部会や調整部会に戻したときに誤解を招いてしまうのではないか。
- ・会議録は、逐語ではなく、次第に基づいてまとめたものを事務局が作成するということがいいのではないか。
- ・また、この会議の内容は、ホームページで公開しなくてもいいと思うがどうか。
- ・それでは、調整部会程度の会議録は残すこととする。
- ・しかし、5月6日については、長時間の会議になるので決まった事や意見が分かれた事など、プロセスが分かるようなものとする。  
(以上、委員長)
- ・ホームページについては、通常の部会と同様に公開するということがよい。(事務局)

一同異議なし

#### 編集委員会のあり方について

- ・それでは、編集委員会のあり方について、本日までに部会が開かれたところとそうでないところがあると思うが、個々の状況を報告してほしい。  
(委員長)

- ・第1 検討部会では、各検討部会からの提案に基づき素案を作成することが編集委員会のミッションだということになった。
- ・従って、編集委員会には素案を決めるための権限が付与されていると認識している。スケジュールがあることを考えれば、いちいち検討部会にお伺いを立てては進まないと思われる。
- ・第2 検討部会では、なぜ編集委員会を設置するのかという意見があったが、最終的には全体会や運営調整部会ではまとめにくいということで設置されたと理解している。
- ・役割については、第1 検討部会と同じで、条例の体系と項目を話し合うということ、決定の権限を持つということと認識している。
- ・各部会へのフィードバックは、時間的に厳しいことだと承知しているが、行う必要はあると思っている。
- ・第3 検討部会ではまだ検討していないが、編集委員会の役割は素案のたたき台を作ることだと思っている。
- ・ただし、編集委員会に決定権があるとは思っていない。最終的には調整部会が決定することだと認識している。
- ・第1 検討部会も今の意見と同様である。編集委員会の権限とは、あくまで素案を作るために編集するという意味である。
- ・第4 検討部会もまだ検討していないが、素案と素案を作成することが役割だと理解している。さらに、素案では項目と体系、理念について考えること、素案では条文案と逐条解説を作ることだと理解している。
- ・編集委員会では素案にどんなことを入れていくかという項目をしっかりと議論し、広報・PI チームでは素案を市民に周知する手法を考えるということになるとしている。
- ・また、素案には幅広い項目を入れる必要があると思う。何故なら、新しく追加するよりも、削除するほうが簡単だからだ。
- ・項目は自由な発想で提案する必要があり、実務上難しいからといって引き下がるのではなく、まずは市民の理想として追求すべきだと思う。
- ・言葉遣いや語尾については、素案づくりのときに議論すればよいと思う。
- ・さらに、検討部会や広報・PI チームとの連携・連絡は、密にすることが重要だと思っている。
- ・第4 検討部会では、他にない川口市独自の基本条例を作りたいというのが部会としての考えである。

・また、体系と項目については、編集委員会の検討対象であると認識している。

- ・第5検討部会では、市民が作るということが重要と考えている。
- ・素案については、提案された項目の取捨選択はしないで、グループ化したものを部会に返したほうがよいということになった。
- ・そして、同じような項目を整理するとともに、対立している事項を調整することなどが編集委員会に求められていると思う。

・今の各部会の検討状況について何か意見などはあるか。(委員長)

・第5検討部会では、編集委員会で独自に出たアイデアやもっと議論が必要な項目は検討部会に戻してはどうかとの意見があった。

・この編集委員会の役割は、素案や案を作り、最終的には自治基本条例を作ることだと思っている。従って、各部会の項目をまとめて整理するとともに、場合によっては取捨選択をして、次のステップにつなげることが重要だと思う。

・さらに、編集委員会では、項目に加えて体系案についても、併せて整理しなければならないと考えている。

- ・第5検討部会でも、編集委員会で体系を議論するという意見である。
- ・取捨選択については、今回は最初の作業なので、各部会の提案を全て掲載し、情報を共有することが必要だと思っている。

#### 第2回編集委員会、今後の進め方について

・ご案内のとおり、5月6日に第2回編集委員会を開催するが、この日の作業とその次の作業、さらにその次の作業では、内容が当然に違ってくると思う。

・5月6日の段階では、まだ削ることはできないと思っているが、この先のどこかの段階では取捨選択する必要がでてくると思う。

・また、段階によって編集委員会の権限も変わってくると思うが、編集委員会で意見が割れた場合などは、調整部会に決定を委ねることがあるかもしれないと思っている。

・では、各部会の意見では項目の整理は編集委員会で行うということなので、まずは第1～第5の提案を議会、市長、行政などの種類別にまとめて、機械的に足し合わせて見やすくするという作業を行うこととする。

(以上、委員長)

- ・最初の段階では、事務局やコンサルの意向が示されたり、同じような項目だから削除されたりするのはよくないと思う。
- ・同じような項目でも、そこには各部会の主張があるので、別々に表記してほしい。
- ・項目が同じかどうかは、今後、我々（編集委員会）が判断していくので、種類別にまとめる条件としては、素材をそのままの形で載せることとする。（委員長）
- ・議会、市長、行政などの種類別を縦軸に、第1～5部会を横軸にし、検討結果が横並びになるような比較表を作るということではどうか。（事務局）
- ・体系を編集委員会で作るのとは分るが、逐条解説も編集委員会で作るのか。
- ・逐条解説については、法的拘束力がないので要らないという意見もある。
- ・逆に、細かな内容や詳細な説明を逐条解説に載せることで、理解が得られるということも考えられるが、今はまだ議論しなくてもよいと思う。
- ・他に5月6日の作業について何か意見があるか。（以上、委員長）
- ・5月6日は条例の体系案と項目案の検討ということだが、どこまで我々がやるのか。
- ・最初の段階では、各部会の提案を全て出して、情報を共有する必要がある。その後、各部会に一度フィードバックして、その結果を受けて取捨選択をするというのが第5検討部会の認識である。
- ・第1検討部会では、各部会の提案を取りまとめて、さらに取捨選択することまでを想定している。これにより、条例の素案としての項目と体系ができると思うが、これはある程度条例に近いものだと思う。
- ・編集委員会の結果を各部会に戻すことは、スケジュールにも示されており、そのように進めていく予定である。
- ・それでは、5月6日は項目の整理と体系を考えるということではどうか。（以上、委員長）

一同異議なし

- ・本当は、時間的なことを考えれば、5月6日に取捨選択までやりたいと思っている。
- ・しかし、先ほども意見があったように、現段階では全ての提案を載せておきたいと思っているので、仮に次の編集委員会で取捨選択までできた場合は、削除せず見え消しにすることで、議論の経過が分かるようにしておきたいと思っている。
- ・また、編集委員会の権限はどこまであるのかという点については、我々は最終的な決断をするところではないので、権限については、第2回、第3回と編集委員会を重ねていくうちに、議論されていくことになると思う。(以上、委員長)
  
- ・では、5月6日は編集委員会としての案をまとめるという認識でよいか。
  
- ・その通り。意見が割れれば、割れたままの案を出すということも考えられる。(委員長)
  
- ・決定権限ということでは、全体会が最終的に決定権を持つが、調整部会で決定するということもあり得ると考えている。(事務局)
  
- ・それでは、5月6日は種類分けされた項目が資料として出るので、それを議論するということとする。
- ・議論の進め方として、項目から考えていくのか、理念から考えていくのか、前文から考えていくのかを決めておきたい。(以上、委員長)
  
- ・5つの部会からの提案をまとめたものをベースにして議論するとのことだが、資料は事前に確認することができるのか。
- ・そして、検討の順序については、まずは理念を議論するべきだと思う。
- ・また、前文については、法的拘束力がないということであれば、後回しでもよいと思う。
  
- ・各部会では、条例の体系についても議論していると思うので、5月6日は項目だけでなく体系についての考え方も示していただき、並行して検討してはどうか。
- ・自治基本条例は何のために作るのか、できた条例はどのように機能するのかについて、各部会の考え方をすり合わせたほうが、議論を同床異夢で進めるよりはスムーズにいくと思う。
  
- ・共通理念をある程度すり合わせてからという理解でよいか。(委員長)

- ・ 条例の制定によって川口市政が即変わるという考え方もあるかもしれないが、条例は理念を述べたものとして捉えるほうが現実的であると思っている。
- ・ 理念や目的をしっかりと議論しておけば、あとでもめたときに基本に立ち返ることができると思う。そして市民に分かりやすいものを目指すのであれば、前文はあったほうが良いと思うし、制定目的を共通のものとして確認しておく必要がある。
- ・ ここで言う理念には2つの意味があると思う。1つ目は川口市の自治基本条例のそのものの理念であり、もう1つは法哲学的なものでそれぞれの項目をどう設定するかという理念である。
- ・ ご指摘のとおりで2つの意味があるが、なぜその項目を備えておく必要があるのかということ議論しておけば、体系や項目を整理する上で役立つと思うので、後者に関する議論が必要だと思っている。
- ・ 枠組みを作るための理念を議論したほうがよいと思った。
- ・ 方法としては、各部会での議論から理念を設定していく帰納法と、先ずは理念を確定して、これまでのアイデアを貼り付けていく演繹法の2つがある。
- ・ 何から始めていくかについては、本来であれば50人の委員全員が自治基本条例の理念を共通のものにしておかないと、携わった委員全員の満足度は得られないと思う。従って、理念の議論は非常に重要であるが、それは編集委員会で議論することではないと思っている。編集委員会としては、先ずは全体の提案項目を整理するところから始めるべきだと思うがどうか。
- ・ 普遍的なものがあって、はじめて川口の特徴が出るということだと思う。
- ・ 理念は、体系化や項目を整理しているうちに、見えてくるかもしれない。先ずは、どういう材料があるのかを確認し、整理しながら網羅的に見るべきだと思う。
- ・ 第5検討部会としては、グルーピングを行った上でそれぞれの理念を語ってもらえるのはいいと思うが、結論は出さないほうがいいというのが共通した意見である。
- ・ 6日の時点では、項目の洗い出し等を行い、共通のものはどれか、対立

するものはどれか、などを分かるようにすることが重要だと思う。

- ・ 6日に決めるものがあるとするば、どこに特色を出すかという点が重要なので、体系案だと思っている。
- ・ 従って、項目の洗い出し作業では、どの部会はどのような特色があるのかを見出していくことが必要だと考えられる。
- ・ 私が言っているのは、条項のなかに盛り込む理念という意味ではなく、川口の自治基本条例とは、どういうものなのかということ議論しておけば、賛否は別として取捨選択などの編集作業もスムーズになるのではないかということである。
- ・ それでは、5月6日は先ず理念について議論し、項目を洗い出すスタンスを共有するところから始めることとする。
- ・ なお、前回の全体会からあまり日が経ってないが、各部会から最新版の素案のたたき台を出してもらいたい。(以上、委員長)
- ・ 取りまとめた資料は、事前に確認しておきたいがどうか。(委員多数)
- ・ 5月6日の直近では、4月30日に第4検討部会があるので、最新版ということだと5月1日以降にならないと作成できない。(事務局)
- ・ 30日は小学校の先生へのインタビューなので、現時点の骨子とあまり変わらないのではないかと思う。
- ・ 今後の進め方については、5月19日に調整部会が開催されるので、6月中は各部会でそれぞれの素案を検討し、その後、編集委員会で集中討議を行い、素案をまとめることになると思っている。(委員長)
- ・ 5月6日から5月19日の間で編集委員会を開催するのか。
- ・ それは6日の作業の結果によると思う。(委員長)
- ・ 第5検討部会では、6月にも編集委員会を開いたほうがよいという意見があった。
- ・ それでは、5月6日の進捗状況を見て、その後の編集委員会の日程を決めたいと思う。(委員長)

・広報・PI チームが同日に会議を開催するのであれば、互いの情報を共有する時間があつたほうがよいと思うがどうか。

・当日は、あまり余裕がないかもしれないので、昼食時間などをご利用いただきたいと考えている。(事務局)

副委員長について

・第3 検討部会以外から副委員長を選出したいと考えている。

・まず、何名にするかを決めたいと思う。(以上、委員長)

・役割は委員長の代理ということか。

・その通り。1 名がよいか、2 名がよいか。(委員長)

[ 2 名選出することで、複数の委員から賛同を得た。]

・では、副委員長は2 名とする。

・調整部会では副委員長を決めるのにかなりの時間を要したが、今回はあまり時間を使いたくないので、私にお任せいただきたいと思うがどうか。(以上、委員長)

・立候補する。(淀委員)

・それでは、立候補された淀委員には副委員長をお願いすることとし、もう1 名は私のほうで指名させていただくということによいか。(委員長)

一同異議なし

・次回(5/6)は、各部会からこれまで自治基本条例の検討を進めてきた理念(方針)を発表していただきたい。

・そして、それらの考え方を共有した上で、各項目の整理を進めるという段取りでいく。その際、提案項目の取捨選択をした場合は、削ったものを目に見える形(見え消し)で残すこととする。(以上、委員長)

・自治基本条例とは何か、何のために制定するのかという考え方を編集委員間で共有化するべきと思っている。さらに、この考え方は、全委員が共通の理念として持つべきだと思う。

・同感である。一般的な事例を確認しながら、川口において自治基本条例

	<p>を制定する理念（理由）を全体で共有化する、場合によってはすり合わせる必要があると考えていたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの運営調整部会では、個人の意見なのか部会の意見なのか、分かりにくい点が見受けられたので、編集委員会では、皆さんには部会の代表者としてのご意見をお願いしたい。</li> <li>・さらに、共通理念がないと取捨選択ができないと考えられるので、なぜ自治基本条例が必要かということ、各部会で考えていただきたい。（以上、委員長）</li> </ul> <p>・部会への質問の内容は、共通化しておかないといけないと思う。</p> <p>・自治基本条例は何のために誰のために制定するかという点は、次々回の編集委員会までに部会で考えておきたいと思う。</p> <p>・なお、冒頭にお諮りした傍聴希望者については、今後の編集委員会でも許可することで進めたいと思うがどうか。（委員長）</p> <p>一同異議なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、第1回編集委員会を閉会する。（委員長）</li> </ul>
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は5月6日（祝）午前10時から。</li> </ul>